

審査請求書の記載要領

1 審査請求の概要

不動産取得税の賦課処分に不服のある方は、行政不服審査法（以下「審査法」という。）の定めるところにより、不服申立てをすることができます。この場合、東京都にあっては、賦課処分を行った都税事務所長（処分庁）の最上級行政庁である**東京都知事**（審査庁）に対して**審査請求**することになります。所管部署は**東京都総務局総務部法務課**になります。

2 審査請求提起の手続

(1) 提出書類

審査請求の提起は、下記の書類を提出することにより行います。

- ア 審査請求書 正副 計2通
- イ 審査請求に係る処分内容を示す証拠資料（納税通知書等）の写し 2部
- ウ 代理人による提起の場合、委任状（総代による場合は総代互選書） 1部
- エ 請求人が法人等の場合、代表者等の資格を証明する書面（登記事項証明書等） 1部

(2) 提出先

審査請求に係る書類は、次のどちらにでも提出できます。

- ア 処分庁を経由して提出する場合
賦課処分を行った（物件所在地を所管する）都税事務所
- イ 直接審査庁へ提出する場合
東京都 総務局 総務部 法務課 審査庁ライン
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号 都庁第一本庁舎
電話（03）5388-2498

3 審査請求書記載上の留意点（○数字は別紙審査請求書記載例の番号に対応）

① （枠外）審査請求の年月日（審査法第19条第2項第6号）

- ・審査請求をした日を特定するために必要な事項です。
- ・審査庁が審査法第18条の審査請求期間（**審査請求の対象である処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月以内**）を判断する上で重要です。

② （枠外）審査請求人、総代又は代理人の記名及び押印（審査法第19条第4項、行政不服審査法施行令（以下「施行令」という。）第4条第2項）

- ・審査請求人本人による審査請求の場合は審査請求人の氏名（法人の場合は名称及び法人代表者氏名）、総代を互選したときは総代の氏名、代理人によって審査請求するときは代理人の氏名を記載し、押印をしてください。

③ 審査請求人、総代の氏名又は名称並びに住所（審査法第19条第2項第1号）

- ・審査請求人の住所と連絡先電話番号（法人の場合は所在地）、氏名（法人の場合は名称及び法人代表者氏名）、総代を互選したときは総代の氏名を記載してください。
- ・法人の代表者、総代等の資格は、書面（法人の登記事項証明書、定款、寄付行為、選任決議書、選任届等）によって証明する必要があります（施行令第3条第1項等）。
- ・審査請求をすることができる人とは、「行政庁の処分に不服がある者」とされ（審査法第2条）、具体的には、納税通知書等が送達され納税告知を受けた名宛人（共有物件の

場合は「A外3名」、「A（共有者あり）」のAさん）に限られます。

④ 代理人

- ・代理人によって審査請求するときは、③の審査請求人欄には納税通知書等の名宛人の住所、氏名等を、④の代理人欄には代理人の住所、氏名等を記載してください。（納税通知書等の名宛人以外の方は、審査請求人になることはできませんが、納税通知書等の名宛人からの委任により代理人となることができます。）
- ・代理人の資格は、委任状によって証明する必要があります（施行令第3条第1項等）。

⑤⑥ 審査請求に係る処分の内容・納税通知書番号（審査法第19条第2項第2号）

- ・審査請求の対象となる処分について記載してください。
- ・「納税通知書等の証拠資料（写し）」を添付してください。

⑦ 処分があったことを知った日（審査法第19条第2項第3号）

- ・「①審査請求の年月日」と同様、審査請求期間を判断するために必要です。

⑧ 審査請求の趣旨（審査法第19条第2項第4号）

- ・「審査請求の趣旨」は、「審査請求の簡潔な結論」であり、重要な内容です。
- ・記載方法は、審査請求人が求める「裁決の結論（主文）」と同旨の内容であり、次のような例が考えられます。

（例）「〇〇処分を取り消す。」との裁決を求める。

「〇〇処分のうち、〇〇部分を取り消す。」との裁決を求める。

⑨ 審査請求の理由（審査法第19条第2項第4号）

- ・「審査請求の理由」は、「審査請求の趣旨」を裏付ける根拠であり、審査請求の対象とされた処分の違法又は不当である旨を主張するための事項を記載するものです。

⑩ その他

- ・審査請求に関連する事項について、必要に応じて記載してください。
- ・口頭意見陳述を希望する場合は、その他欄にその旨記載してください。

⑪ 処分庁の教示の有無・内容（審査法第19条第2項第5号）

- ・「有」、「無」のいずれかを丸で囲み、「有」の場合は教示の内容を記載してください。
なお、納税通知書の場合には、裏面に教示文が記載されています。
- ・行政庁は不服申立てができる処分を書面でするときは、当該処分に対し不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てができる期間を、処分の相手方に教示しなければならないと定められています（審査法第82条第1項）。

⑫ 添付書類

- ・添付書類の名称を記載してください。

※ 審査請求書は、正副2通提出してください。

審査請求書 (記載例)

① 平成30年 7月 17日

東京都知事
小池 百合子 殿

② 審査請求人 (又は代理人・総代)

代理人 千代田 税子 ㊟

次のとおり審査請求をします。

③ 審査請求人	住 所	〒163-8001 (連絡先電話番号 03-5321-XXXX) 新宿区西新宿2-8-1	
	氏 名 または 名称及び代表者氏名	東京 太郎	
④ 代 理 人	住 所	〒101-8520 (連絡先電話番号 03-3252-XXXX) 千代田区内神田2-1-12	
	氏 名	千代田 税子	
⑤ 審 査 請 求 に 係 る 処 分 の 内 容	東京都〇〇都税事務所長が審査請求人に対して平成30年7月10日付けでした不動産取得税の賦課処分		
⑥ 納税通知書番号	1	2	3
⑦ 処分があった ことを知った日	平成 30 年 7 月 13 日		
⑧ 審査請求の趣旨	「上記賦課処分を取り消す。」との裁決を求める。		
⑨ 審 査 請 求 の 理 由	死因贈与とされているが、実質は相続であるから、不動産の取得があったとして、なされた本件処分は誤りである。		
⑩ そ の 他			
⑪ 処分庁の教示の 有無及びその内容 (該当を○で囲む)	無		
	有	「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、東京都知事に対して審査請求をすることができます。また、上記の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、東京都を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。」との教示がありました。	
⑫ 添 付 書 類	委任状、不動産取得税納税通知書 (写し)		